

第 2 回 意見交換会

日時：平成14年12月19日（木） 午後7時00分～8時30分

場所：浜松まちづくりセンター 2Fギャラリー

出席者：市民6名

報道関係：なし

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，原川，幸田，

次第

- 1 開会
- 2 条例案についての説明
 - (1) これまでの経過説明
 - (2) (仮称)浜松市市民協働推進条例(案)について
 - ・ 全体説明
 - ・ 市民等への市政への参画機会
 - ・ 市が行う業務への参入機会
 - ・ 市民協働推進基金の設置
- 3 意見交換
- 4 その他
- 5 閉会

配布資料

(仮称)浜松市市民協働推進条例の制定に向けて

(仮称)浜松市市民協働推進条例の構成(案)

(仮称)浜松市市民協働推進条例について【案】

参考資料

3. 意見交換

市民 A

地域福祉課のアンケートですが，NPOが全然入ってなくて，行政経営課にふったら，協働の項目だけしか言ってもらえなかったという

ことで、協働に対することが1行くらい入っただけだったのです。2500名に発送するアンケートの中にNPOに関わっている人は必ずいるはずです。ボランティアについては詳しく書いてありました。ボランティア団体はあと2~3団体出ていますが、NPOは私の所を含め2団体しか出ていませんので、どうしてもNPOが片手落ちになってはいけないと思ひまして発言しましたが、会議では「そんなにややこしいなら、NPOを全部外せばいい」という感じで終わってしまったのです。

こんなに一生懸命にやろうと思っている市民の方が多く中であの会合に出ている大半の人の意見が、地区社協の方が多かったのですが、どうしても最後まで頑張りまして、そうしましたら、NPOを知っているかと参加したいかという2問を載せてくれました。その下に、「NPOとは何？」という注意書きも入れてくれたのですが、やはり意識が全然違います。市役所の方にそれをつくる前に「NPOについて本当に理解をしてください」ということをすごく訴えたのですが、参加している人は無理だと思ひました。そういう委託料があるのかどうかわかりませんし、地区社協の活動というものは依頼されてやることですから、自らやっている活動ではないと思ひます。その人たちと席を同じにしていたので、全然わかってもらっていませんでした。そのままアンケートが印刷されて18日に発送されていると思ひます。その辺、横の連絡が取れていないかなと思ひます。

これから団塊の世代の人たちがどんどん定年退職して、すごくエネルギーを持った人たちがたくさん生まれてこようとしている時に、「皆さん全く無償のボランティアで生きがいを持てますか」と思ひます。やりがいや、お金よりも、やはり数字で現れる経済社会に育った我々にとっては、やはり目的意識を持つには何か実績ができたとか、数字というものがすごく大事になってくると思ひます。

「その辺をどこへ訴えたらいいのか」というのが行き着くところなんです。行政の会合に出ると、どうしてもNPOを本当に理解している方と出会えない、という思いで苦しいです。これを見せていただいて、まちづくりセンターを拠点にと言われましたが、福祉文化会館が今度福祉交流センターになりますので、「あちらを拠点に活動していく者は置いていかれるのかな」とか、横のつながりが無いのかなと思ひます。それが第一印象です。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

拠点の方はこのまちづくりセンターを考えております。まちづくり

というものは当然ハードだけではなく、ソフトも含むという中で、市民協働についての相談窓口や情報提供などでもできるような仕組みをまずつくっていかうと思っています。

現在の福祉文化会館が、今度、福祉交流センターと名前が変わり、ある程度特化した施設になっていくと思いますが、それはそれでいいと思います。そのような窓口が幾つかあっても構わないと思います。

先ほどのアンケートの狙いというのは、地域福祉計画を作る時にどんな項目を盛り込めばいいかということで、その基礎資料として市民の皆さんがどんな意識を持っているかということですね。これは地域福祉課が事務局になってつくっています。ある程度、全体の項目というようなものがあると思います。その枠の中で各課に1つ、2つ絞って出してくださいというように、おそらく全課に出したのではないかと思います。ですから、行政経営課が言ってきたというのは、たぶんそういう地域福祉課からの依頼があって、今説明したように、こちらでは市民協働条例を手がけているわけです。「協働」という言葉も職員の間で、なかなかよく分かっていないというのもあると思うし、この条例をつくった時に、市民へのPRも当然必要になってくるでしょう。今、市民の皆さんの意識の中で、協働というものが、どの程度浸透しているかを知りたいということが当然あるわけです。おそらく、絞り込んだ形の中でそういう選択をしたのではないかと思います。

市民 A

「協働」というものがアンケートには入っているのに、NPOは何かというコメントが入っていないので、それは入れていただいたのです。NPOというより、市民が自らやる意欲を持っている団体や活動に対するの支援というものがまず先で、NPOというとまた別枠のように取る方もあります。いろいろですね。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

市民活動団体の方がたくさん集まってこられたわけですか。

市民 A

地区社協の方が6～7割、NPOが2団体、子育て、福祉、そして障害者のボランティア団体が2～3団体ですね。メンバーにはまだ他にいらっしゃいますが、出てきている方はそのくらいでした。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

そうですね。実際に肌で感じられたのですからその通りだと思います。全体の中で、NPOに対する理解がどの程度あるかというのは、その雰囲気伝わって分かると思うので、たぶん残念な思いをされたと思います。だからこそ、このような協働条例をつくってやっていかなければならないと思います。次の機会、またその次の機会というように、回を重ねる毎にNPOに対する理解度がだんだん高まっていく事を狙っての条例制定というように理解していただければ有り難いと思います。

市民 A

別の話で申し訳ありませんが、地区社協の方がなるべく予算を増やしていただいてという発言をされた時には、そういうのはだんだんなくなっていくべきではないかと私は思います。

地区社協というものは、自らが地域のためにやることであって、その予算をなるべく継続してもらってとか、増やしてもらってという発言が、もう全然違っていると思います。市役所側の方も「はい、はい」という感じで聞いていらっしゃるのを見ると、なんかこの場所に私がいるのは違うのかなと思ってしまいました。生半可なお金をもらいたいが為に、他のエネルギーは捨てて、それにしがみ付いているような状況だと思います。

市民 B

私はNPO団体を代表しております、全く同じ意見です。でも時間が掛かることなので、今回この条例をつくることで、外堀を埋めるのかなということだと思います。私達も別の会議に出たりすると、同じような残念な気持ちを持ったりするのですが、今、行政の方が言われたように、条例ができることで、認知する第一歩になり、徐々に社会の意識を変えていくようになればいいかなと思います。今回この条例をつくることで、今まで通りに補助金を出したりというようなつながりを同じテーブルにあげて、情報公開したり、もう一回見直したりして、自分たちの手でやることによってコストダウンしようというようになっていく為の重要なツールになっていけばいいかなと思って期待しています。

市民 A

お金を欲しくないといっているのではなく、使い方がもったいないと思います。本当に必要なところには全然なくて、どうでもいい所

にぶらっと降りてくるような感じだと思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

地区社協のメニューはいくつかありますよね。そういうことをやる為の活動資金として、たぶん出ているのではないかと思います。

市民 A

自分の活動で今いただいているのは、本当にありがたいと思っています。自分の所はありがたくて、よそはダメというのではなく、運営していくのに本当に必要なものと、そうでないものに補助金がついてくる訳ですよ。そういうことのもりでお話しているのです。

市民 B

今の件もそのとおりで、委託というのできあがったものをポンと出して、「これやって下さいね。」というイメージがありますが、本当の委託は条例でも委員会でも言っていますが、計画段階から一緒にやっていくし、「本当に必要なものは何なのか」というところから始めていくという参入機会を保証しましょうということですし、そのプロセスも情報公開しなければいけないということだから、そうなればできあがりの雛型みたいなものを押し付けておいて、お金と一緒にやりなさいというのは無くなるのではないかなと思います。これは行政の方には強く言っておきたいのですが、やはり「投げたから後はやって下さいね。」じゃなくて、それを一緒に熟成していくとか、検証していくというような姿勢が意識改革の中の重要な事として皆さんに浸透していただければと思います。「時間が掛かるな」という感じは思っていますが、でもスタートしない限りはゴールまで行きませんので、いい意味でスタートなのかなというように期待していますので、よろしくをお願いします。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

ご存知かもしれませんが、「NPOって何？」という講座もやっています。市としても、意識啓発に努めているところでございます。

市民 C

私共は、NPOではないですが、市から委託を受けてある事業をやっております。これは市の方で、私共の方としては理想なんですけど、「お金は出すが口はださない、但しチェックはする」という態度でやってもらっているのが何年か続いています。それはそれとして、ここ

で市との委託関係で、9条で業務への参入機会があるものですから、条件によっては言葉が悪いですが、乗り換えるということも団体としての利益のためには考えられると思います。利益といっても営利ではなくて、その団体が発展するための利益という意味にとってもらいたいです。

そういう意味でもこの登録制度というのは、今どのような、資格を考えているのでしょうか。例えばNPO法人でなければだめという、条件はどうなっているのでしょうか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

これは従来の登録の中では、2年以上の活動実績が必要だったのですが、それを1年以上というふうにハードルを下げたわけです。

市民 C

この登録の時期はこの条例が施行された時からですか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

そうです。条例が議会でも承認され、施行されてから、実際には動き出すということになるかと思います。

市民 C

もう一つお聞きしたいのですが、市長さんが5つの市民への約束を出されましたね。私共の方からも市へ電話でお話する機会がありますが、うちの上層部の話を聞きますと、ごまするわけではありませんが、電話での受け答えが大分優しくなったというか、うまく聞いてくれるようなことがあるということなので、非常に助かります。ここで協働推進条例というものができると、当然それができるわけですよ。その辺の市民へのPRについての計画は何かありますか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

市の責務の中で、その必要な環境を整えていくというのが基本的にあるわけですし、広報はまますでPRしていきたいと考えております。その場合に男女共同参画、ニバーサルデザインについても市のまちづくりの姿勢を示す柱になっておりますので、その3つの条例を同じ時期に市民の方にPRしていきたいと思っております。

あとは、個別の話になってこようと思いますが、例えば私共の課で所管しております出前講座を活用しながら、「この条例の制度はどんなの」という求めに応じては職員が自ら行って説明したり、市民活動

団体の情報を、イベントの情報等も含めまして、アクセスすればわかるというふうなデータベースについても取り組んでいきます。いろいろ考えていきたいと思っております。

市民 C

データ自体は例えば市の持っているいろいろな加盟団体名簿があると思いますが、そういうところから出されるんですか？それとも新たに登録制のようなものをつくるのですか。市の今まで持っている団体名簿から集約するということなのですか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

ご覧になったことがあるかもしれませんが、冊子ができていますよね。市民活動団体が600近くあると思います。それが紙ベースになっているので、それをまず入力するところから始めまして、あとは更新とそのデータの管理です。新規に登録するものについては、当然入力をしていきますし、活動団体の年間のイベントなどについても、わかるような仕組みを今考えています。

市民 C

委託を受ける場合は登録制度ということをお話していましたが、別に今言ったデータバンク的なもので市の方に登録してある団体のデータが集まっていれば、改めてここに登録するというようなことはなくてもいいのですか。これは確認なのですが。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

今のお話は、市民活動団体としての情報登録なり発信で、調達課の登録制度とは別物になります。

市民 C

各種団体が市の団体名簿に入っていると思いますが、入っていれば、別にわざわざ登録する必要がなくて、データとして情報発信してもらえというような考えかたでいいですね。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

今ある冊子の中に、入っていれば問題ないと思いますし、入っていないとしても登録すればいいと思います。ただ、紙ベースの時は情報提供していただいたけれど、インターネットに載せるにはちょっと抵抗があるというグループもおられるとは聞いております。

市民 B

手続論の話ですが，市民協働をするための委託の登録というのは，今回新たに条例ができるにあたって，ゼロベースで募集するのですよね。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

そういうことですね。

市民 B

地区社協のようなものも，調達課で新たに登録するのですよね。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

そうです。

市民 B

例えば福祉分野で今，地区社協がコラボレーションしていますが，条例でスタートするに当たっては地区社協さんもやはり当然のように新たに登録作業を必要とするのですよね。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

市民協働の業務委託をする上で登録というのは当然必要になると思います。

市民 B

リセットボタンをちゃんと押して，再度という形ですよね。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

現行の制度でも，一応，調達課が契約の窓口になっておりますので，この協働条例ができた場合の協働事業についても，調達課が窓口になると思います。その調達課に登録をすることによって，その中で契約の対象になるということになります。

市民 B

今まで付き合いだったので，なし崩し的にこれからもずるずるというのは避けないといけないという点からは，条例を制定するに当たって新しい仕組みができるわけです。今までずっとある団体をお願いしていたけれども，それは切られてもう一回初めからという話になるのかどうかということなのですが。

杉山企画部副参事

今の委託の関係ですけれども、現行の規則の中で、いわゆる任意団体や、市民活動団体との委託契約事例は40近くあります。ですが、過去の経緯の中でその登録という手続きをきっちり踏んでないような随意契約の格好できているところもありました。

今回の協働条例の絡みもありますが、別の観点で、契約行為というものを内部管理としてチェックをかけるという意味合いもありまして、その登録に掛かる手続きもこの際きっちり整理するという事です。そういうことが役所の内部での必要性がありまして、それと協働条例で枠を拡げるという観点での整理です。現在の登録制度は例えば2年の実績が必要など、結構ハードルが高いわけです。そのすり合せを調達課との間で調整をしているということです。

ですから、この4月以降については最終的な要綱の仕上がりがどういう形になるかはともかく、受託していただける団体については基本的に登録されているという状況になるとご理解をいただければよろしいかと思えます。

市民 B

やはり重要なのは先ほども出ていますが、市民協働推進条例ができたけれども、ちゃんと実行できるかという部分が一緒に担保されて初めて意味があるものですから、その辺がきちっと機能していかないと絵に描いた餅の条例になってしまうと思います。このようなプロセスは是非 しっかりやっていただきたいなと思えます。

閉会

鈴木企画部次長兼行政経営課長

本日は雨の中をお越しいただきまして本当にありがとうございました。これから年明けにかけて、条例案としてまとめて2月議会への手続きをしてまいります。また何かお気づきの点ありましたら、行政経営課までお寄せいただければと思います。

どうもありがとうございました。